

令和8年度第1回静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会 議事概要

日時： 令和8年9月17日（木）午後3時から4時30分まで

場所： オンライン開催

1 開会

2 挨拶

加藤障害者支援局長より挨拶

3 議事

第3期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について

・事務局より説明

【質疑応答、意見交換】

長坂会長 （静岡福祉大学 副学長）	・週に複数件、企業による横領・着服事件がニュースで報道されており、その多くは懲戒解雇で処分が終わっている。しかし、真の再発防止には加害者本人の治療支援が不可欠であり、現状ではこの点が優先されていないという課題がある。また、ニュースで「治療へのつながり」という内容が盛り込まれることも重要な課題である。 ・第3期ギャンブル等依存症対策推進計画では、このような認識を踏まえ、ギャンブルの入口防止に向けた予防、教育、そして本人への治療支援を統合したアプローチが求められている。 ・特に青少年対策が重要である。中高生の間では、スマホ操作とゲームが別の感覚で認識されており、ゲームのポイント取得による報酬感覚がギャンブルへの導入口となっている傾向が見られる。このようなゲーム課金とギャンブルの連鎖は中学校段階から始まっており、早期からの予防教育が必要な状況にある。 ・骨子案には、こうした発生予防、教育、そして不適切なギャンブルへの入口防止といった包括的な取組が反映されており、現状の課題に対応する重要な指針となるものと考えられる。
古川副会長 （医療法人十全会 聖明病院 院長）	・聖明病院では、毎週土曜日にデイケアを開催し、10～15人のギャンブル依存患者が認知行動療法とミーティングを中心とした治療を受けており、必要に応じて入院対応も行っている。 ・ギャンブルの依存対象に大きな変化が見られ、以前は圧倒的多数を占めていたパチンコ・スロットが著しく減少し、代わって競馬・競輪

	が増加傾向にある。インターネットを用いたオンラインカジノも減少傾向にある。患者の借金は平均で数百万円単位であり、高額例では1000万円を超えることもあり、デイケア利用者の20～30%が自己破産を経験もしくは必要としている状況にある。 ・従来、ギャンブル依存は物質依存と比べて予後が良好で回復しやすい疾患とされてきたが、令和8年に入ってから入院件数が月3～5例と増加し、その特徴が変わってきている。入院患者は高額な借金に伴ううつ状態や自殺企図を合併するなど、より深刻な状態での入院が増えており、治療の難度が高まっている。
鈴木委員 (ギャンブル等依存症の家族の自助グループ)	・ギャマノンの利用者は長期通院者が多く、家族も高齢化が進んでいる。メンバーの中では、ギャンブル依存症は「完治しない病気であり、回復するが本人の努力だけでは治すことはできない」という理解を継続的に啓発しており、これを理解するには長い時間が必要である。また、本人が病院通院を優先する結果、家族会への参加が困難になるケースも増えている。加えて、開催は毎週土曜日であるため、仕事の都合で参加できない人もおり、スタッフの高齢化と相まって運営の負担が大きくなっている。 ・従来の「ギャンブルを完全に止めさせ、金銭管理を厳格に行う」という手法では効果がなかったため、ギャマノンではハーム・リダクション的アプローチを導入している。具体的には、必要な範囲での金銭提供や、少額のギャンブル行動そのものが本人の心理的な支えになっているという認識に基づき、「借金」や「犯罪」といった分岐点までのタイミングと方法を見極める対応を行っている。ただし、このアプローチは他の依存（薬物、買い物依存など）への置き換えりのリスクもあるため、慎重な線引きが必要である。 ・ギャマノンの利用者は高齢であり、孫世代が小学生や大学生という構成であるため、若年層のギャンブル依存症ケースは直接把握していない。
山内委員 (浜名湖ボートレース企業団)	・ボートレース浜名湖では、電話投票による売上占有率が2022年の72%から2025年の76.7%へ急速に上昇し、概ね8割がインターネット投票となっている。一方、本場のレース場および場外発売所の売上は年々減少傾向にある。 ・依存症対策として、レース場内のインフォメーションや各所へのリーフレット配置、ポスター、デジタルサイネージ、ホームページなど、複数の媒体で周知に取り組んでいる。特にSNS動画配信では、業界ルールとして「無理のない資金で余裕を持って楽しんでください」という注記を必ず付記している。また、20歳未満の利用禁止に関しては、出走表、広告物、ホームページ、場内放送、発券機、マークカード記

	入場所にステッカーで周知している。 ・場内相談所および職員常駐事務所に電話窓口を設置し、依存症が疑われるケースについては回復支援センター等の専門機関への紹介を実施している。 ・ボートレース業界全体が広告・宣伝指針を改訂し、ボートレース浜名湖も以下の対応を実施している。射幸心を煽らない内容への厳格化、インターネット投票キャンペーンの現金廃止と地場産品への変更、年間を通じた連続キャンペーンの廃止、キャッシュレスカード購入時のポイント付与を即時から14日以降への変更、ポイント交換商品から電子マネーの廃止と食事券やクオカードへの限定。 ・令和8年初期に入場制限の申告が1件あった。本件は令和5年12月に初回申請された利用者で、入場制限期間終了後に再度利用を開始したため、申し出により継続的な入場制限をかけ直している。
國分委員 (静岡市公営競技事務所 所長)	・第3期計画で新規項目として挙げられたオンラインカジノについて、静岡市公営競技事務所では既に対策に取り組んでいる。警察庁と消費者庁の共同制作によるポスターを場内に掲示し、来場者向けの大規模映像装置を活用して動画テロップを放映するなど、多角的な啓発活動を実施している。 ・新たな取組の推進に当たっては、県内の公営競技施行者間で歩調を合わせていく必要があると考えられる。同時に、第2期計画までの取組を含めた継続実施を基本として進めることが重要である。
掬川委員 (伊東市公営競技事務所 所長補佐兼事業係長)	・配属されて3年間、伊東温泉競輪場の相談窓口ではギャンブル等依存症の相談事例がない状況にある。全国の競輪施行者との意見交換でも同様に事例が少ないという報告が多い。ただし、唯一の事例として、高齢の利用者が年金支給日に全額使用してしまうことを懸念した息子さんとともに、本人を場内出入り禁止にする申し出を受けたケースがある。施行者の立場からファンを観察する際、毎日来場する「ヘビーマスター」と「依存症」の区別が難しい。 ・競輪場では本場開催と場外開催により、月の8割以上で投票が可能な状況にある。インターネット投票の普及により、場内来場者数は年々減少しており、伊東競輪ではさらに施設改修のため場内への入場制限があることで、この減少傾向が加速している。現在の啓発活動は、ポスター掲示やポケットカレンダーへの「適度に楽しみましょう」といったメッセージ記載など、射幸心を煽らない工夫を実施している。 ・一施設単独での対応には限界があるため、全国競輪、全国施行者、競輪関係団体など、多層的な連携を図りながら、啓発から治療継続に至る包括的な対策を検討する必要があると考えている。
成宮氏 (代理)	・業界の基盤整備として、「安心パチンコパチスロアドバイザー制度」

(静岡県遊技業協同組合 専務理事)	を実施している。この制度では、店員が依存防止に関する講習を受講し、依存症に関する知識を習得したうえで、利用客からの相談に適切に対応できる体制を整備している。各店舗には必ず1日1人以上のアドバイザーを配置することを目指しており、年間約100人の従業員が講習を受講している。この取組は今後も継続される予定である。 ・発生予防の観点から、店舗内へのポスター掲示や新聞折り込みチラシ、インターネット広告などの複数媒体で啓発活動を実施している。広告宣伝では著しく射幸心を煽らないよう、業界が自ら策定した広告宣伝ガイドラインを遵守し、その徹底に取り組んでいる。 ・組合に加盟する店舗は自己申告プログラムについて100%導入を達成している。家族申告プログラムについては現在約95%の導入率であり、今後100%導入を目指して防止対策に取り組む予定である。
青柳委員 (静岡県弁護士会)	・県全体では、ギャンブルに限らない債務整理案件が増加している。特に自己破産案件の増加について、複数の弁護士からも同様の報告を受けている。 ・ギャンブルを原因とする債務整理依頼時に、支払能力がないにもかかわらず自己破産手続きを取らず、無理のある分割払いプランを設定する任意整理を強制するという不適切な処理が散見されている。この行為により、専門家が費用を獲得する一方で、依頼者は返済困難な状況に陥り、いわば「二次被害」が発生している。 ・弁護士会は専門家責任として、11月に不適切な処理を受けた依頼者を対象とした全国一斉電話相談会を実施する予定である。このような二次被害を減らし、なくすことに注力している。
渡邊委員 (静岡県司法書士会)	・昨年末と今年1月、静岡県司法書士会は債務整理二次被害対策等を目的として、県や市町の相談窓口担当者を交えた債務整理懇話会を開催した。この懇話会では、会員の中に債務整理事件を受託したくても経験がないことを理由に、対応に二の足を踏む会員が数多くいることが明らかになった。 ・司法書士会は不適切な債務整理業務を行う事務所に対する牽制だけでは二次被害防止につながらず、適切な債務整理業務を行う会員を育てることが重要であるという認識に至った。この方針に基づき、会員に呼びかけてゼミナール形式の連続勉強会を開催することにした。 ・今年春頃より、西部、中部、東部の3地域に分かれてゼミナール形式の勉強会を開催し、地域により頻度が異なるものの、現在も継続している。 ・勉強会での経験や成果を、今後、各種機関との相談体制の連携強化に結びつけられるかが今後の課題である。
勝又氏(代理)	・県民生活センターは、悪質商法等の相談をメインとしながら、多重

(県民生活課 課 長代理)	債務等についても相談を受け付けている。 ・ギャンブル等に関する相談の大半は、本人ではなく家族や親族からの相談である。本人が依存症の本質的な問題を抱えているため、相談者に対して適切な相談窓口へつなげることが重要である。 ・骨子案に示された連携体制の構築が、今後の重要な課題と考える。
新里委員 (精神保健福祉セ ンター 所長)	・にも包括で実施されるプログラムや各種支援について、精神保健福祉センターが下支えを行う体制を整備する必要がある。具体的には、地域包括で展開されている支援をさらに地域へ広げていくための支援方法を検討することが重要である。 ・職場でのパフォーマンス低下がギャンブル依存症に関連していることから、産業医研修および安全衛生者研修にギャンブル等依存症の内容を組み込むことが必要である。現在、メンタルヘルスという項目は研修に含まれているが、ギャンブルや依存症の問題はほとんど取り上げられていない。産業医の多くが内科や外科等であり、メンタルヘルス系の専門家でないという事情もあるため、各医師会が主催する産業医研修会や安全衛生者研修会において、この問題を講義に組み込むよう働きかけることが必要である。 ・精神保健福祉センターは、学校と県庁の自殺サポートを開始している。特に中学生と高校生を対象としたこのサポートに加えて、教員や養護教諭に対するギャンブル等依存症に関するプログラムのサポートも、センターの重要な役割として位置付けられている。
馬淵委員 (西部保健所 所 長)	・西部保健所の相談窓口では年間約 46 件の相談を受け付けているが、そのうち依存症に関する相談は 1 件程度と少ない。ギャンブル等依存症に関しては相談がなく、受け付けた依存症の相談はアルコール依存症 1 件であった。別のデータでは、110 回に 1 ケースしかギャンブル依存症の相談がないという状況になっている。 ・保健所では今年、小泉前会長による断酒会の関係者を直接招いて啓発を行い、アルコール依存症患者やその家族が来所した際は、直接断酒会への連絡を行うようにしている。この取組について、市町からは窓口紹介が有効であるという肯定的な意見が寄せられている。 ・今後は、アルコール依存症対策で実施している市町連携による相談窓口紹介の取組を、ギャンブル等依存症を含むその他の依存症対策にも広げていく予定である。
山崎委員 (健康体育課 課 長)	・保健体育の授業で精神疾患を取り上げる際に、ギャンブル依存症をはじめ、アルコール依存症を含めた依存症全般について、より多くの授業時間を確保する必要がある。そのため、保健体育教員を対象とした研修会において、これらの内容について率先して働きかけることが重要である。

	・依存症の原因となるうつ状態や心の問題を抱える生徒が、相談室の先生やスクールカウンセラーに相談しやすい環境づくりが必要である。このため、管理職研修を通じて、学校全体でこうした環境整備に積極的に取り組むよう働きかけることが重要である。 ・養護教諭は生徒の様子を観察する立場にあり、依存症に関連する環境や兆候を把握することができる。養護教諭が生徒の様子から問題を発見した場合、担任や管理職と速やかに情報共有することにより、早期対応が可能になる。
長坂会長 (静岡福祉大学 副学長)	・ギャンブル依存症は姿や形を変えながら現れる問題であり、研究の中で、一つの依存症だけでなく、複数の依存症を併せ持つケースが多く見られるという傾向が確認されている。 ・複数の依存症を同時に抱える状況、いわゆるクロスアディクションに対応していくことも、今後推進すべき重要な改革課題である。

4 閉会